

令和7年6月12日

**令和7年度
中国四国農政局技術検討会（第2回）
（国営事業事後評価）**

議 事 録

川嶋土地改良管理課長

定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度中国四国農政局国営等事業（事後評価）技術検討会」を始めさせていただきます。

事務局の農政局土地改良管理課の川嶋です。よろしくお願いいたします。

本技術検討会は原則公開とされておりますことから、5月23日に、本日開催する旨をプレスリリースしたところですが、本日は傍聴の方及び報道関係者の申込はありませんでした。

それでは、まず始めに、中国四国農政局国営等事業管理委員会の委員長であります農村振興部長の山田よりご挨拶を申し上げます。

山田農村振興部長

技術検討会委員の皆様におかれましては、先週開催しました小阪部川地区の現地調査、技術検討会、昨日の高瀬地区現地調査に引き続き、本日の技術検討会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、農林水産省では、農業農村整備事業等による事業の効率性及び実施過程の透明性を確保する観点から、農林水産省政策評価基本計画に基づき、事後評価を実施しています。事後評価につきましては、総事業費10億円以上で、完了後5年が経過した地区を対象に、事業による効果、整備した施設の管理状況等について評価を行い、公表を行っているところでございます。

本日の技術検討会では、直轄地すべり対策事業「高瀬地区」の評価書（案）等について、ご審議をいただき、次回7月14日に予定しております技術検討会で委員の皆様の意見を取りまとめ、8月末に公表する予定としております。本日は委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、より適正な事業評価結果の取りまとめを行っていきたくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

川嶋土地改良管理課長

～本日出席の技術検討会委員の紹介、配布資料の確認～

なお、本日は5名の委員全員にご出席頂いております。

技術検討会規則では委員の半数以上の出席で成立とされており、成立条件を満たしていることをご報告します。

川嶋土地改良管理課長

令和7年度の技術検討会は6月6日に開催された再評価につづき2回目の開催となっております。1回目の再評価では、委員長が選出されておりますが、本日は事後評価として第1回目の技術検討会になることから、技術検討会規則の規程に従い、改めて委員長の選出をお願いします。委員長は、委員の互選により選出していただくこととなりますが、どのように取り計らいいたしましょうか。

河口委員

これまでの実績、経験により諸泉委員を委員長に推薦します。

川嶋土地改良管理課長

諸泉委員、委員長をお願いできますでしょうか。

諸泉委員

はい、分かりました。

川嶋土地改良管理課長

技術検討会の規則により、委員長には、委員長代理をご指名いただくこととなっておりますので、諸泉委員長におかれましては、委員長代理のご指名をいただいた上で、議事の進行をお願いいたします。

諸泉委員長

委員長代理には、昨年度に実績のある河口委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

河口委員

承知しました。

諸泉委員長

河口委員、よろしく申し上げます。

諸泉委員長

昨日は現地調査ありがとうございました。排水トンネルや集水井等の対策工について技術的部分を丁寧に説明いただきましたので、委員の理解も深まり、質問も活発に行われました。地元との意見交換においては、地すべりの対策を農林水産省に実施してもらいよかったとの意見がありましたが、それが本事業のすべてを象徴しているのではないかと感じました。本日は委員より忌憚のない意見をいただき、実りのある意見交換としたいので協力をお願いします。

それでは、「令和7年度中国四国農政局国営等事業（事後評価）技術検討会の進め方」について、説明をお願いします。

川嶋土地改良管理課長

～資料説明～

諸泉委員長

ただいま説明がありました、「令和7年度中国四国農政局国営等事業（事後評価）技術検討会の進め方」について、委員のみなさまよりご質疑をお願いします。

なお、本技術検討会については公開となっており、また、技術検討会の議事概要等の扱いにつきましては、検討会終了後に公表することになっております。

諸泉委員長

ご意見がなければ、2つ目の議題「事後評価結果書の説明及び質疑」に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局

～資料説明～

諸泉委員長

ただいま説明のありました評価結果（案）について、委員の皆様からご審議を賜りたいと思います。

佃委員

全国の各地域で耕作放棄地が発生して問題となっている。本地区においてもところどころに荒れた農地が見られたが、地すべりが原因で農家を廃業して外に移った者はいるのか。

事務局

本地区でも荒廃農地が増えており、高齢化により離農される方はいると聞いていますが、地すべりが要因で廃業したという話は聞いていません。

駄田井委員

直接的な被害軽減効果は、地すべりの発生により農地や農業資産が直接被害を受けることで評価しているが、間接的な効果としている「応急対策費軽減効果」は、事業により地すべりが抑えられ、ダム湖への土砂流入を防げていることから、地すべりが発生した場合に行う土砂の浚渫が必要ないことを評価したものと考えてよいか。

事務局

そのとおりです。地すべりが発生した際は、ダム湖に土塊が流入し、その堆積した土塊の浚渫を3年間かけて浚渫することを想定しており、その浚渫に係る費用を「応急対策費軽減効果」として算定しています。

駄田井委員

「機能低下被害軽減効果」についても同様の考え方か。

事務局

同様の考え方です。地すべりによりダムへの土砂が流入した場合、ダムからの農業用水、上水道の供給に支障が生じ、下流で取水している農業と上水道に被害が発生することを想定しています。

諸泉委員長

3年間かけて浚渫するということは、その期間被害が続くということか。

事務局

ダム湖内の土砂を取り除くのに3年間かかる想定としており、その期間は被害が発生します。

豊田委員

地すべりは地下水との関係が大きく、ダムの水位調整、植林された山の間伐などの管理、農地の管理なども影響していると考えられることから、国土交通省、林野庁、農水省（農村振興局）の相互の情報のやりとりや、総合的管理という視点が必要と考えられるが、今後はそのような方針はあるのでしょうか。

山田農村振興部長

地すべり対策については農村振興局、林野庁、国土交通省のそれぞれの所掌において、県が基本計画を策定し対策を実施しており、現時点では新たな取組の動きは聞いていません。

林野との関係では、森林などの傾斜地での被害は、表層が崩れて被害が起きるものと地中の地すべり面が滑って被害が起きる地すべりがありますが、地すべりについて農地保全、農業の被害防止の観点からの対策は農村振興局の所掌となり、森林やダムの状況など地域の状況を見ながら事業を講じることとなります。

豊田委員

今後、雨量が増加することも想定され、危険な箇所も増えていくことも考えられるので、総合的な管理が求められてくるのではないかと。

山田農村振興部長

気候変動に対する省庁連携の動きは加速しています。省庁連携の例では流域治水という考え方があります。これまでは、国土交通省が河川整備を行う中で洪水調節をしてきたところではありますが、それだけでは十分ではないため、農業用の施設である農業用ダム、ため池、農地を活用した田んぼダムなども活用しながら地域全体で洪水調節を行っていく方向となっています。ただし、地すべり対策に関しては新たな動きはない状況です。

豊田委員

多面的な効果の発現の各取り組みについては、非常にいい動きであるが、当時の事業所の職員がたまたま行ったものなのか。

事務局

地域との連携を図るために、事業所発意で進めてきた活動です。

高知大学と連携したイベント「長者DEキャンドルナイト」は、当時の事業所が高知大学に働きかけて高知大学の学生と地域とでワークショップを行い、地域の棚田にロウソクを並べてみてはどうかという提案から始まっており、現在も継続しています。

豊田委員

それは、たまたまなのか。

事務局

仁淀川町に対し、事業所として地域貢献で何かできることはないかということで、当時の事業所職員の働きかけがきっかけとなり生まれたイベントです。

河口委員

GPS を使って地表面の移動量を測っているが、測定はどのように行っているのか。

事務局

基準点に GPS の受信機を固定し、また、地すべりブロック外にも基準点を設置して、その2か所の差から移動量を測定してきました。現在は、GPS 受信機を撤去し基準点だけを置いて、地すべりの動きがあった場合に測定が出来るようにしています。

河口委員

排水トンネルにコウモリが入っているところはあるか。

事務局

D 4 号排水トンネルはフェンスの網が大きかったため、結果的にコウモリが多く住みついていました。

河口委員

一般的にコウモリは悪いイメージがあるが、ヨーロッパや北米ではコウモリが作物の害虫を食べてくれるので、経済的な効果が大きいと言われている。コウモリが住める場所があるならば、なるべくそのまま残していただくのがいい。

諸泉委員長

地すべりが生じた場合、地すべり面の土塊がすべてダムに流入するということか。

事務局

地すべりが起きた場合、滑った土塊の一部は斜面に残り、一部はダム湖内に流入し堆積します。

諸泉委員長

地すべりの土塊量、規模の根拠としては、シミュレーションのもと定量的に計算されたものか。

村下四国土地改良調査管理事務所長

地すべり土塊の流動範囲等を想定し、ダム湖に流入する土量を求めています。

佃委員

意見交換に参加された岸本氏は、本地区で茶栽培を行い、カフェの経営、6次産業化に取り組んでおられ、本地域への人の流れも積極的に作ろうとされている方であった。また、下流域は高知県でも重要な農業地域になっており、この地すべり対策は地すべり区域、下流域においても重要な事業であったと考えられる。

「地域外被害想定区域」の約2,400haの農地はどのあたりにあるか。

事務局

下流域（高知市、土佐市、いの町）で農業用水を取水し、地すべりによって農業被害が想定される農地が約2,400haとなります。

事務局

本地区の周辺には、他にも地すべり区域があります。そこは県営事業で対策を行っています。今回の高瀬地区は規模が大きかったため、国が対策を行いました。

河口委員

下流地域で水を使われている方は、この事業の取り組みや必要性は分かっているのか。

事務局

土地改良区等に聞き取りを行っており、関係者は地すべり対策事業により用水の安定供給が図られていることは、認識されています。

山田農村振興部長

土地改良区の組合員は農業者であり、土地改良区が認識しているということは農業者も認識しているということになりますが、理事や総代を通じて組合員に周知を図ることが多く、実際に個々の農家すべてが事業の詳細まで認識しているかは不明です。

駄田井委員

評価の流れの中で、「好事例として他の地区へ紹介」が、事後評価の役割となっている。本地区の場合は、地すべり事業を契機に道路の再整備や上水の整備などの生活環境の整備

にも寄与しており、それらのことも紹介出来たらいいと考える。また、国土交通省においては、ダム湖周辺の地すべり対策を進めているが、下流域の被害を防止するためには関係省庁の対策それぞれが必要であり、同時期に一体的に実施することでより一層被害が抑えられるのではないかと思う。そのことから、今回の取組みは一体的に行うよい事例と考えられることから、他地区への紹介が出来るように工夫されてはどうか。

村下四国土地改良調査管理事務所長

関係省庁との関係では、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域は、国土交通省、林野庁、農林水産省（農村振興局）の3つの組織が所管しています。地すべり防止区域の指定に当たっては、この3省庁間で協議をし、同意を得て行っております。

諸泉委員長

いずれにしても、地すべり対策は関係省庁で責任を押し付け合うことにならないよう、適切に進めてもらいたい。

諸泉委員長

最後に全体を通じて何かございませんか。ないようですので、以上をもちまして本日の技術検討会の議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

川嶋土地改良管理課長

委員の皆様、ご審議大変ありがとうございました。

様々なご意見をいただいておりますので、次の検討会でご説明を差し上げたいと思います。

それでは、最後に国営等事業管理委員会委員長の山田農村振興部長より挨拶申し上げます。

山田農村振興部長

事後評価地区の評価書（案）の取りまとめにあたり、現地調査及び技術検討会により、貴重なご意見をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

技術検討会でいただいたご意見等につきましては、次回の技術検討会までに整理したいと考えております。ご多用のところ、申し訳ございませんが、7月14日の技術検討会にご出席いただき、ご指導を賜れば幸いです。

本日は、ありがとうございました。

川嶋土地改良管理課長

これをもちまして直轄地すべり対策事業地区に係る「令和7年度中国四国農政局国営等事業（事後評価）技術検討会」を終了させていただきます。

(参考) 令和7年度 中国四国農政局技術検討会 (第2回) の概要

1 日 時

令和7年6月12日 (金) 9:00~10:20

2 場 所

高知県拠点2階会議室

3 出席者

【中国四国農政局技術検討会】

諸 泉 利 嗣	国立大学法人岡山大学 名誉教授
河 口 洋 一	国立大学法人徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
駄田井 久	国立大学法人岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授
佃 俊 子	東讃地区生活研究グループ連絡協議会 元会長
豊 田 知 世	島根県立大学地域政策学部地域政策学科 教授

【中国四国農政局国営等事業管理委員会】

山 田 美 紀	農村振興部長
川 嶋 等	農村振興部 土地改良管理課長
中 司 昇 吾	農村振興部 防災課長
村 下 秀 文	四国土地改良調査管理事務所長

【事務局】

太 田 英 理	農村振興部 土地改良管理課 計画基準係長
浅 野 将 人	農村振興部 農村環境課 地質官
小 西 利 博	農村振興部 事業計画課 国営農地整備係長
下 野 展 明	農村振興部 防災課 課長補佐
田 中 一 彦	四国土地改良調査管理事務所 調査課長
藤 原 賢	四国土地改良調査管理事務所 調査課 リスク対策調査官

4 提出資料

- ・議事次第、出席者名簿、配席図
- ・資料1 農業農村整備事業 (国営事業・補助事業) の事業評価の進め方
- ・資料2-1 直轄地すべり対策事業「高瀬地区」地区別評価結果書 (案)
- ・資料2-2 直轄地すべり対策事業「高瀬地区」事後評価基礎資料 (案)
- ・資料2-3 直轄地すべり対策事業「高瀬地区」事業の効用に関する説明資料 (案)
- ・資料2-4 直轄地すべり対策事業「高瀬地区」事後評価説明資料 (案)